

第十三回国参議院外務委員会會議録第九号

昭和二十七年三月六日(木曜日)午後一時三十四分開会

委員の異動

本日委員小瀧彬君辞任につき、その補欠として徳川頼貞君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 有馬 英二君

理事 徳川 頼貞君  
野田 俊作君

委員 杉原 荒太君  
團 伊能君  
伊達源 一郎君  
中山 福蔵君  
岡田 宗司君  
金子 洋文君  
大隈 信幸君  
兼岩 傳一君

政府委員

賠償政務次官 入交 太蔵君  
総理府事務官(賠償庁次長) 河崎 一郎君  
心得  
外務政務次官 石原幹市郎君

事務局側

常任委員 坂西 志保君  
会専門員 久保田貫一郎君  
常任委員 齊藤 正君

説明員

厚生省業務局 齊藤 正君  
麻薬課勤務

第五部 外務委員会會議録第九号

参考人

帆足 計君

本日の會議に付した事件

○理事の補欠選任の件  
○千九百四十六年十二月十一日にレーク・サクセスで署名された議定書によつて改正された麻薬の製造制限及び分配取締に関する千九百三十一年七月十三日の條約の範圍外の薬品を國際統制の下におく議定書への加入について承認を求めの件(内閣送付)

○千九百二十五年二月十一日、千九百二十五年二月十九日及び千九百三十一年七月十三日にジュネーブで、千九百三十一年十一月二十七日にバンコックで並びに千九百三十六年六月二十六日にジュネーブで締結された麻薬に関する協定、條約及び議定書を改正する議定書並びに附屬書への加入について承認を求めの件(内閣提出、衆議院送付)

○國際情勢等に関する件(賠償問題に関する件)  
(モスコイにおける國際經濟會議出席に関する件)  
○ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁關係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○在日朝鮮人の出入國管理令適用除外等に関する請願(第七五九号)  
○アメリカ駐留軍の国立文教地区内ホテル等利用に関する請願(第八〇八号)

○在外同胞救出に関する陳情(第三七五号)  
○奄美大島および沖繩、小笠原各諸島に日本行政行使の陳情(第四〇三号)

○委員長(有馬英二君) 只今から外務委員会を開会いたします。  
先ず理事の補欠互選の件を議題といたします。先般理事徳川頼貞君が委員を辞任いたしました。本日又同君は外務委員となられました。理事が一名欠員となつたままでございますので、この際理事を互選いたしたいと存じます。

○伊能君 理事の互選の方法につきましては、成規の手續を省略して委員長の指名に一任するの動議を提出いたします。  
○委員長(有馬英二君) 只今の團君の動議に御異議ございませんか。  
○委員長(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それでは徳川頼貞君を指名いたします。

○委員長(有馬英二君) 次に千九百四十六年十二月十一日にレーク・サクセスで署名された議定書によつて改正された麻薬の製造制限及び分配取締に関する千九百三十一年七月十三日の條約の範圍外の薬品を國際統制の下におく議定書への加入について承認を求めの件(予備審査)を議題といたします。先ず政府の説明を求めます。

○政府委員(石原幹市郎君) 只今議題となりました千九百四十六年十二月十一日にレーク・サクセスで署名された議定書によつて改正された麻薬の製造制限及び分配取締に関する千九百三十一年七月十三日の條約の範圍外の薬品を國際統制の下におく議定書につきまして提案理由を御説明いたします。  
この議定書は、千九百四十八年十月八日に國連總會で採択され、同年十一月十九日にパリで署名されたものでありまして、その加盟國は、千九百五十一年六月末日現在三十三カ國に上つております。

元來、麻薬については、主として千九百三十一年の麻薬の製造制限及び分配取締に関する條約(これは、千九百四十六年の議定書により一部改正されましたが)により、強力な國際的統制及び取締が行われており、我が國も、千九百三十一年の條約などの當事國として、麻薬の統制及び取締に関する國際協力を担当しております。併し、最近の薬理學及び化学の進歩の結果、千九百三十一年の條約では取締ることができない種類の麻薬、特に、アミドン、デイモロールなどのように中毒癲を生じさせることができる合成薬品が製造されるに至りまして、その害毒が、特にアメリカで問題として取上げられるに至りました。この議定書は、この種の麻薬を國際的統制及び取締の下に置くことを目的とするものであります。我が國は、この議定書に加入することに、これらの麻薬が輸入さ

れ、又は国内で製造されて、国内に害毒を流すことから強力で防衛されることとなり、又、麻薬の統制及び取締の分野における國際協力を一段と促進することができるとなるわけでありませぬ。なお、我が國は、昨年九月八日サンフランシスコにおいて、この議定書に加入することを宣言しておりますから、これに一日も早く加入すること、わが國の國際信用を高めるゆえんであると考えられます。  
よつてこの議定書への加入について御承認を求め次第であります。右の事情を了察せられ、慎重御審議の上本件につき速かに御承認あらんことを切に希望いたします次第であります。  
○委員長(有馬英二君) 御質疑のかたは順次御発言を願います。

○中山福蔵君 ちよつと次官にお伺いしておきますが、これは大体この千九百三十一年七月十三日の條約の範圍外の麻薬を製造販売というやうな問題についての統制を行うという目標にしておるやうであります。それ以外、つまりこの議定書以外の麻薬を統制するという目的のやうであります。關連してお尋ねしておきたいのは、この議定書以外に新薬ができてその製造、所持、販売というものが国内で行われるやうなやうな、いわゆる議定書に掲載されていない麻薬がここで発明されて、そういうものが日本において横行するやうなやうな場合においては、これは少しも關心を払つておらないという意味でしょうか。又、さうい

は、又は国内で製造されて、国内に害毒を流すことから強力で防衛されることとなり、又、麻薬の統制及び取締の分野における國際協力を一段と促進することができるとなるわけでありませぬ。なお、我が國は、昨年九月八日サンフランシスコにおいて、この議定書に加入することを宣言しておりますから、これに一日も早く加入すること、わが國の國際信用を高めるゆえんであると考えられます。  
よつてこの議定書への加入について御承認を求め次第であります。右の事情を了察せられ、慎重御審議の上本件につき速かに御承認あらんことを切に希望いたします次第であります。  
○委員長(有馬英二君) 御質疑のかたは順次御発言を願います。

は、又は国内で製造されて、国内に害毒を流すことから強力で防衛されることとなり、又、麻薬の統制及び取締の分野における國際協力を一段と促進することができるとなるわけでありませぬ。なお、我が國は、昨年九月八日サンフランシスコにおいて、この議定書に加入することを宣言しておりますから、これに一日も早く加入すること、わが國の國際信用を高めるゆえんであると考えられます。  
よつてこの議定書への加入について御承認を求め次第であります。右の事情を了察せられ、慎重御審議の上本件につき速かに御承認あらんことを切に希望いたします次第であります。  
○委員長(有馬英二君) 御質疑のかたは順次御発言を願います。

は、又は国内で製造されて、国内に害毒を流すことから強力で防衛されることとなり、又、麻薬の統制及び取締の分野における國際協力を一段と促進することができるとなるわけでありませぬ。なお、我が國は、昨年九月八日サンフランシスコにおいて、この議定書に加入することを宣言しておりますから、これに一日も早く加入すること、わが國の國際信用を高めるゆえんであると考えられます。  
よつてこの議定書への加入について御承認を求め次第であります。右の事情を了察せられ、慎重御審議の上本件につき速かに御承認あらんことを切に希望いたします次第であります。  
○委員長(有馬英二君) 御質疑のかたは順次御発言を願います。

昭和二十七年三月六日【参議院】

うのは国内法で特別に立法して処理するということになるのですか、どういふのですか。ちよつとお伺いしておきます。

○政府委員(石原幹市郎君) 只今のおね尋の件は、厚生大臣が厚生省令で指定いたしますとどうとだん／＼それに入つて来ると、こういう形になるわけです。

○中山福藏君 とうすると、その都度新法をこさえて行く、取締の法規をこさえて行くという意味ですか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは厚生省令で一つのこの條約を受けたと言いますか、こういうものの取締に関する省令があるのであります、それにすつと／＼品目が掲げてあります。そこに追加して行けば当然それに入つて来るわけでありませう。こういうことになつております。

○委員長(有馬英二君) ほかに御質疑はございませぬか。

○兼岩傳一君 坐つたままで次官にお答え願えれば結構なんです、これは又読めば……これからすつと読んで勉強しますが、これに入りますと、どういふ過程で日本国民の健康その他が保護されるのです。簡単に一つ、これをの日本国民の保護をされて行く過程を簡単にわかりやすく説明をちよつとして頂きたい。

○政府委員(石原幹市郎君) これは厚生省から専門の技官が説明員として参つておりますから、そのほうから一つ……。

○兼岩傳一君 極くわかりやすく、簡単に結構でございませぬから一つ……。

○説明員(齊藤正君) 三十一年の條約に規定された麻薬だけを取締つており

ますと、今度のこの議定書による……まあ三十一年に締結された麻薬と同等の毒物のあるこいつた合成薬品、中毒者がこいつた合成薬品を自然に使用して行くわけがございませぬ。まあ毒は、多少三十一年の條約に規定されておりますモルヒネ等は、この合成薬品といふのは少いものでございませぬが、中毒の大体の過程を申し上げます、先づこいつた合成薬品に入つてから、それからもつと毒物の多い天然の阿片等から来たモルヒネ等に入つて行くわけがございませぬ。それら一部入つて来る、それで国内ではモルヒネ等を嚴重に取締つておりますので、自然こいつた合成薬品に中毒者が食いついて行く。従つて相當な中毒者が出て来るということが考えられます。

○兼岩傳一君 だからこれに入りますとね、これに加盟いたしますとどういふ過程で日本人が保護されますか。それを具体的に説明して頂きたいのです。つまり、どういふ過程を経て、どういふふうな方法で、どういふふうにして国民の保護がなされるのですか。

○説明員(齊藤正君) これは先ほどのお話のように、厚生省令麻薬取締法施行規則の第一條でございませぬ、この第一條は、麻薬取締法第一條第三号の委任によるものでございませぬが、その一條でこいつたものが麻薬であると厚生大臣が指定をいたしました、それでモルヒネ等と同一の取締をするわけがございませぬ。

○兼岩傳一君 それは簡単に言えば同一の取締……。

○説明員(齊藤正君) これはまあ製造する場合は……先ず輸入から申上げますが、輸入する場合は、麻薬輸入業者の免許を受けて、それで輸入の都度厚生大臣の許可を受けて輸入するわけがございませぬ。若しも製造しようとする人は毎四半期ごとに、一月から三月まで、四月から六月まで、こいつた四半期ごとに製造の許可を受けまして、それで製造するわけがございませぬ。製造業者は月報を出します。それからいゆる御でございませぬ。御に二種類ございませぬが、御はその販流数量又は購入数量その他を月報で報告する義務がございませぬ。それからそれを買つて実際に患者に使用いたしますお医者さん等は、これは診療録に記載して、日報をつけてこれ／＼正当の理由で患者に使つたといふことをはつきりするわけがございませぬ。それで若しこれを横流しをする、こいつたやうなことは、これは月報その他の上から中毒者に流されたかどうか、こいつたことがはつきりするわけがございませぬ。

○兼岩傳一君 もう一つお尋ねしておきます。日本国民はまあどういふふうにして取締つて保護されるとして、これは事実行政協定の審査をして行けばわかると思いますが、何十万という軍人、軍属、家族、御用商人、ずつと行政協定を調べますと、い／＼／＼の人がこいつ／＼の権利が入つて来るのですか、こいつ／＼の人はどういふことになりませぬか。こいつ／＼の人はまだ御研究になりませぬか。こいつ／＼の外国の軍人、軍属、家族、御用商人、関係者等々が非常な特権を持つて入つて来ますか。これと麻薬の関係はどうなりますか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは行政協定のたしか十六條でありませぬか、先方はやはり日本の法律を尊重することに参つておきますので、一応日本の法令を尊重すると思つたのであります。これを犯した場合は、い／＼／＼十八條以下の裁判管轄権の問題で移管して取締つて行く、こいつ／＼／＼に相成るかと思つております。

○委員長(有馬英二君) 別に御質問はございませぬか。本件は予備審査の案件でございませぬので、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(有馬英二君) 次に千九百二十二年一月二十三日にヘグで、千九百二十五年二月十一日、千九百二十五年二月十九日及び千九百三十一年七月十三日にジュネーブで、千九百三十一年十一月二十七日にバンコックで並びに千九百三十六年六月二十六日にジュネーブで締結された麻薬に関する協定、條約及び議定書を改正する議定書並びに附屬書への加入について承認を求めの件、本件はすでに衆議院を通過いたしましたし、本委員会に付託となつたのであります。先般政府から説明を求めて終了いたしましたのでありまして、本日はこの件につきまして御質疑のおありのかたは御質疑をお願いいたします。それでは別段御質疑がございませぬければ、御異議がないものと認めます。それではこれから討論に入るのでありますけれども、都合により少し後に入ります。

○政府委員(石原幹市郎君) 現状です。賠償関係は……。

○政府委員(入交木藏君) 賠償関係は……。

○委員長(有馬英二君) 現状について御説明を願います。賠償関係は……。

○政府委員(石原幹市郎君) 現状です。賠償関係は……。

○政府委員(入交木藏君) 賠償関係は……。

○委員長(有馬英二君) 現状について御説明を願います。賠償関係は……。

○政府委員(石原幹市郎君) 現状です。賠償関係は……。

○政府委員(入交木藏君) 賠償関係は……。

○委員長(有馬英二君) 現状について御説明を願います。賠償関係は……。

○政府委員(石原幹市郎君) 現状です。賠償関係は……。

○政府委員(入交木藏君) 賠償関係は……。

○委員長(有馬英二君) 現状について御説明を願います。賠償関係は……。

○政府委員(石原幹市郎君) 現状です。賠償関係は……。

○政府委員(入交木藏君) 賠償関係は……。

○委員長(有馬英二君) 現状について御説明を願います。賠償関係は……。

○政府委員(石原幹市郎君) 現状です。賠償関係は……。

○政府委員(入交木藏君) 賠償関係は……。

○委員長(有馬英二君) 現状について御説明を願います。賠償関係は……。

○政府委員(石原幹市郎君) 現状です。賠償関係は……。

○政府委員(入交木藏君) 賠償関係は……。

○委員長(有馬英二君) 現状について御説明を願います。賠償関係は……。

針を適産省におきましてきめまして、それをよりまして、これまでは司令部の許可を得まして民間で使い、或いは又政府において、国のほうにおきましてこれを或る方面に使用はしておりますけれども、これを將來どうしように使うかということにつきましては、只今それ、適産省その他におきまして研究をいたしまして決定をすることに相成るわけでありまして、そういったしまして、これまで指定されております民間並びに旧軍工廠関係におきましては、稼働いたしてありますものと、それから休止をいたしてそのまま置いてある分とがあるわけでありまして、大体民間の工場におきましては、稼働の状態を概略申し上げますと、総数の四六〇というものが現在稼働をいたしております。それから五四〇は休止をいたしてそのまま置いてあります。それから旧軍工廠、或いは研究所等におきましては、旧軍関係のものは約二三〇が稼働をいたしまして、七七〇が休止しております。それから文部省或いは運輸省関係等におきましては、一三〇の稼働で、八七〇は休止をいたして、こういうような状態でありまして、いずれもこれは今回の講和條約の発効によりまして、それぞれば賠償は解除になるわけでありまして、民間のものに対しましては、民間のほうで使うことになりまして、又旧軍関係のほうにおきましては、今申しましたような大蔵省の下におきまして今後の用途をきめまして、それ、解除されましたら使用することになるわけでありまして、そのような状態でありま

して、私も一日も早くこの解除が決定いたしましたので、そうして今あります施設並びに機械その他の物資につきましては、或るべく早く我が国の産業のために役立たせたいと思っております。賠償庁といたしましては、司令部のほうに對しまして是非早く解除の許可の下りをするように交渉を続けていくような次第であります。それから行政協定等の関係もありませんが、まだあとはきまつておりませんが、もう講和発効も間近に迫つては、勿論解除されるわけでありまして、一日も早くらんことを願つて、この次第であります。

以上のような状態でございます。○委員長(有馬英二君) 御質疑があるか。○委員(河崎一郎君) 只今の御質疑は順次御質疑を願います。○委員(河崎一郎君) 只今の御質疑は、二、三年前にそういうものが一部のものについて行われて、不公平が或る程度是正されたのでございまして、併し何分にも数の多い工場でございますが、一、先方の基準判定も必ずしも画一でございませんでした事情もございまして、或る程度不公平があつたことは止むを得ないのじやないかと存する次第であります。

○委員(河崎一郎君) 只今の御質疑は、二、三年前にそういうものが一部のものについて行われて、不公平が或る程度是正されたのでございまして、併し何分にも数の多い工場でございますが、一、先方の基準判定も必ずしも画一でございませんでした事情もございまして、或る程度不公平があつたことは止むを得ないのじやないかと存する次第であります。

○委員(河崎一郎君) 只今の御質疑は、二、三年前にそういうものが一部のものについて行われて、不公平が或る程度是正されたのでございまして、併し何分にも数の多い工場でございますが、一、先方の基準判定も必ずしも画一でございませんでした事情もございまして、或る程度不公平があつたことは止むを得ないのじやないかと存する次第であります。

○委員(河崎一郎君) 只今の御質疑は、二、三年前にそういうものが一部のものについて行われて、不公平が或る程度是正されたのでございまして、併し何分にも数の多い工場でございますが、一、先方の基準判定も必ずしも画一でございませんでした事情もございまして、或る程度不公平があつたことは止むを得ないのじやないかと存する次第であります。

○委員(河崎一郎君) 只今の御質疑は、二、三年前にそういうものが一部のものについて行われて、不公平が或る程度是正されたのでございまして、併し何分にも数の多い工場でございますが、一、先方の基準判定も必ずしも画一でございませんでした事情もございまして、或る程度不公平があつたことは止むを得ないのじやないかと存する次第であります。

○委員(河崎一郎君) 只今の御質疑は、二、三年前にそういうものが一部のものについて行われて、不公平が或る程度是正されたのでございまして、併し何分にも数の多い工場でございますが、一、先方の基準判定も必ずしも画一でございませんでした事情もございまして、或る程度不公平があつたことは止むを得ないのじやないかと存する次第であります。

○委員(河崎一郎君) 只今の御質疑は、二、三年前にそういうものが一部のものについて行われて、不公平が或る程度是正されたのでございまして、併し何分にも数の多い工場でございますが、一、先方の基準判定も必ずしも画一でございませんでした事情もございまして、或る程度不公平があつたことは止むを得ないのじやないかと存する次第であります。

○委員(河崎一郎君) 只今の御質疑は、二、三年前にそういうものが一部のものについて行われて、不公平が或る程度是正されたのでございまして、併し何分にも数の多い工場でございますが、一、先方の基準判定も必ずしも画一でございませんでした事情もございまして、或る程度不公平があつたことは止むを得ないのじやないかと存する次第であります。

○委員(河崎一郎君) 只今の御質疑は、二、三年前にそういうものが一部のものについて行われて、不公平が或る程度是正されたのでございまして、併し何分にも数の多い工場でございますが、一、先方の基準判定も必ずしも画一でございませんでした事情もございまして、或る程度不公平があつたことは止むを得ないのじやないかと存する次第であります。

○委員(河崎一郎君) 只今の御質疑は、二、三年前にそういうものが一部のものについて行われて、不公平が或る程度是正されたのでございまして、併し何分にも数の多い工場でございますが、一、先方の基準判定も必ずしも画一でございませんでした事情もございまして、或る程度不公平があつたことは止むを得ないのじやないかと存する次第であります。

○委員(河崎一郎君) 只今の御質疑は、二、三年前にそういうものが一部のものについて行われて、不公平が或る程度是正されたのでございまして、併し何分にも数の多い工場でございますが、一、先方の基準判定も必ずしも画一でございませんでした事情もございまして、或る程度不公平があつたことは止むを得ないのじやないかと存する次第であります。

○委員(河崎一郎君) 只今の御質疑は、二、三年前にそういうものが一部のものについて行われて、不公平が或る程度是正されたのでございまして、併し何分にも数の多い工場でございますが、一、先方の基準判定も必ずしも画一でございませんでした事情もございまして、或る程度不公平があつたことは止むを得ないのじやないかと存する次第であります。

○委員(河崎一郎君) 只今の御質疑は、二、三年前にそういうものが一部のものについて行われて、不公平が或る程度是正されたのでございまして、併し何分にも数の多い工場でございますが、一、先方の基準判定も必ずしも画一でございませんでした事情もございまして、或る程度不公平があつたことは止むを得ないのじやないかと存する次第であります。

合員の数が非常に多数でございますから、こういうふうな基準でやりますと一人当りの分配金は非常に零細な金になると思ふのであります。いづれにしても分配は公平に一定の基準を以て行われる、又現にその清算が進行中でございます。

○委員(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔賛成者挙手〕

○委員(有馬英二君) 全員賛成と認めます。本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔賛成者挙手〕

並びに附属書への加入について承認を求めたの件、先刻これにつきまして御質疑を願つたのであります。御質疑が最早なく、それから討論に入るところで中絶いたしました。やむを得ないでありますが、只今からこの件について御討論を願います。別に御発言もございませんから、御討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔賛成者挙手〕

時間がありますから……。

○委員(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔賛成者挙手〕

○政府委員(石原幹市郎君) 参議院のほうからまだ正式な何かが届いておりませんが、届きましたならば早速資料を届けます。

○岡田宗司君 馬鹿なことを言われちゃ困ります。この間次官はこへ御列席になつておいてその要求のあつたことを十分御承知のほうなんです。ところがその点について議会のほうから申出がないから云々と言つておられるけれども、知らんはずはない。用意しておいたのが当然なんだ。それを用意しておかないで、今のような答えをされるのは甚だ我々は困る。どうか一つそういう人をなめたような馬鹿げた答弁はやめて頂きたい。

○政府委員(石原幹市郎君) いや、そういう意味で申上げたのじやないのであります。この前ここで何か参議院規則か何かで議長を経てこれを求めなければならぬとか何とか、規則百八十一條か何かによつていふ、なされたようでありますから、参りましたならば、すぐこれは資料を作りまして提出したいと思つておるのであります。

○岡田宗司君 委員長はどういう手続をおとりになりましたか。

○委員(有馬英二君) 第八十一條に「委員会が審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し報告又は記録の提出を求めようとする場合は、議長を経て、これを求めなければならぬ」とありますので、即日議長に手続をとつたのであります。

○岡田宗司君 即日議長に手続をとつて、今日まだ向う側に通じてないというのはい体どういふことですか。それ

は一つ、ここ五分もあればわかることだと思ふからお調べ願いたい。

○委員長(有馬英二君) それではちよつとお待ちを願います。……ちよつと時がありますから先に進んでよろしくごさいますか。

○委員長(有馬英二君) それでは請願第七百五十九号、専門員を以て朗読いたさせます。

○専門員(坂西志保君) 在日朝鮮人の出入国管理令適用除外等に関する請願でありまして、請願者は、東京都台東区御徒町三ノ六在日朝鮮人商工会内の池来漢外二名でございます。紹介議員は、赤松常子君。日本政府は、昨年十月四日附で出入国管理令を制定し、十一月一日から施行しているが、同政令によれば、大部分の朝鮮人の永住と既得権の維持を困難にしているばかりでなく、貧困者を含めた大部分の朝鮮人を強制退去させることを規定しているわけでありまして、これは明らかに外国人の基本的な人権を無視し、国際法上の国籍選択自由の原則に違反したものでありますから、一九四五年九月二日以前から日本に在留している朝鮮人は、同政令の適用から除外するとともに朝鮮人の国籍は、朝鮮が安全に統一するまで選択の自由を認め、永住権を與えられたとの請願でございます。

○委員長(有馬英二君) 政府の意見を求めます。

○政府委員(石原幹市郎君) 只今の請願の趣旨であります。これは必ずしも請願書で言われているようなことばかりではないのであります。御承知のように只今日韓会谈によりまして、この問題、ここに掲げられている問題も大分取上げられまして、いろいろ折衝しているわけでありまして、ただ

国籍の問題につきましては、大体平和條約の解釈上、平和條約発効と同時に、これはこの前もたしかこの委員会でも申上げたかと思ひますが、朝鮮人は日本の国籍を離脱して外国人になるという見解をとつておるのであります。大体これは今までの一般国際慣例であると思つております。そこで今後の終戦前から在日しておりました朝鮮人の処遇であるとか、特に永住許可とか、いろいろ掲げられている問題等につきましては、先ほど申述べましたように、日韓会谈によりまして、これからの取極と申しますか、折衝が行われることになつております。この国籍の選択を自由にするという点につきましては、政府といたしましては、只今如何かと思つております。

○兼岩傳一君 日韓会谈は今やつておられるのですか。それからもう一つ、如何かというその辺ちよつとわかりにくかつたのですが……

○政府委員(石原幹市郎君) 最後の国籍の自由選択を認めるという点につきましては、只今の政府の見解としては如何であらうかというふうに思つておられる、こう申上げたのであります。それから日韓会谈は、御案内の通り、只今いろいろ問題を分けて分科会等を開いて会谈が行われております。

○兼岩傳一君 行われておりますね。それから平和條約は第何條との関連ですか、先ほどの論議とされた平和條約は……

○政府委員(石原幹市郎君) 平和條約第二條だと思ひます。

○兼岩傳一君 それからもう一つお尋ねいたしますが、韓国というのは朝鮮

の半分ですね、もう半分の朝鮮の問題というものは……統一された朝鮮ではなく、南のほうの半分だけで話をきめてしまふのですか。

○政府委員(石原幹市郎君) この平和條約第二條におきましては、朝鮮一体としての全部の独立、承認ということをお考へしておるわけですか。

○委員長(有馬英二君) ほかに、御質問はございませんか。ございませんければ如何取計いたしますか。

○團伊能君 これは非常に重要な問題でありまして、又朝鮮人の将来の幸福に非常に関係のある問題でございます。我々といつたしまして鋭意朝鮮人の幸福を望んでやまないところであります。只今この国籍の問題は丁度日韓会谈の最も重要な問題として取上げられておりますので、そこにおいて一つの決定的な意見が得られれば……

○岡田宗司君 只今の團委員の御意見でございましたけれども、目下会谈が行われておりますので、一方にこういう意見があつて、こういうことを聞いてもらいたいということでありまして、従つてその内容をここで以て云々するのではなくて、ここで賛成、反対するのではなくて、これは一つ政府のほうでもこういう問題があるということをお尋ねいたしたいと思ひます。

○委員長(有馬英二君) 如何いたしましようか。

○兼岩傳一君 ちよつと、私岡田委員の説明に賛成なんです、團さんはあれですか、日韓会谈の政府の交渉の模様なり、内容等を聞いて、それと腕を合せてこの問題を十分又この委員会を取上げて慎重に審議してやらうというお考へなんです。それまで保留という御意思なんですか。

○團伊能君 さようでございます。

○委員長(有馬英二君) 只今保留と、採択と両方の御意見が出ておるのであります。

○中山福藏君 私は今團委員の言われたことは最も妥当だと考へます。だから私も保留ということをお願いいたします。

○大隈信幸君 大体採決することは保留して頂いて、もう少し研究させて頂きたいと思ひます。採択しないというのではなくて今日採決することは……まだ結論まで持つて行つて頂かないようになつて願ひます。そう思つております。

○兼岩傳一君 ちよつと関連して、そういうふうな保留されるならば、日韓会谈の進行の模様、内容その他を至急中間報告して頂く、その結果、この問題をそれまで保留するようにして、一つ委員長のほうでも御高配願ひたいと思ひます。

○委員長(有馬英二君) いずれこれと同じような問題が、只今石原政務次官からもお話がありましたように、今行われておる日韓会谈において解決されるのじやないかと思ひますから、暫らくそれではこれは保留することに御異議ございませんか。

○委員長(有馬英二君) 留保と決定い

「異議なし」と呼ぶ者あり」

たしました。

○委員長(有馬英二君) 次は請願第八百八号、アメリカ駐留軍の国立文教地区内ホテル等利用に関する請願でありまして、請願者は東京都北多摩郡国立町一橋大学内、中山伊知郎ほか二名であります。紹介議員は高田なほ子君、東京都北多摩郡国立町は、学園都市として設立され、一橋大学、国立音楽大学等の学校が所在する文教地区であるが、最近売春を業とするホテル等の開業が増加し、学園都市として環境が著しく破壊されておるのでありますから、理想的な学園都市の建設のために、日米行政協定のうちにアメリカ駐留軍の国立文教地区内ホテル使用禁止及び駐留附近には適當の施設を設け、住宅地域の風紀保持を図ること等の條項を加えられるよう善処されたいとの請願であります。

○杉原荒木君 今の請願の趣旨を極く簡潔に一つ御説明願ひたい。一日に言うてどういふことですか。

○委員長(有馬英二君) 申上げます。先週の委員会での請願と同じものが陳情として出て採択になりました。

○杉原荒木君 私今の今に対する答弁にはならん。

○専門員(坂西志保君) これは一橋大学や国立音楽大学の附近に、売春のために使うホテルなどが今建ちかけておりますから、今後そういうことがないように、行政協定の中に一項を加えて頂きたいという請願でございます。

○委員長(有馬英二君) 本件は採択することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

五



○杉原龍太郎 今の行政協定中に入れるというのは無理な話です。からして、むしろ実施の問題として善処するといふ趣旨で私賛成いたします。

○委員長(有馬英二君) それでは次に陳情第三百七十五号は在外同胞救出に關する陳情でありまして、陳情者は横浜市中区日本大通り神奈川県議事事務局内海外抑留同胞救出国民運動神奈川県本部内、小川康明外一名であります。今なお、敗戦を信ぜず南方諸島の山中に生命を保っている同胞がおりますが、これらの者の一名の命も失わぬように救出に対し万全の措置を講ぜられたいとの陳情であります。

○政府委員(石原幹市郎君) これは私から別に申上げるまでもないと思っておりますが、総司令部を通じましたり……、フイリン等におけるといふ話もありますので、フイリンの公館を通じ或いは又先般賠償使節団が参りました際にもその意向を伝え、向うの国会議員等にも連絡をとつたりいたしました。できるだけの処置をとつておるのであります。今後もおこの処置は続けて参りたいと思つております。

○委員長(有馬英二君) 御質問はございませんか。それでは採択することに御異議ございませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(有馬英二君) 次に第四百三十三号の陳情。

○専門員(坂西志保君) 第四百三十三号、奄美大島及び沖繩、小笠原各諸島に日本行政行使の陳情であります。陳情者は東京都千代田区有楽町二ノ二石川ビ

ル内沖繩諸島日本復帰期成会内、船越義英ほか二十三名であります。奄美大島、沖繩諸島及び小笠原諸島は、固く日本領土であつて、講和條約にも日本の領土権は放棄されておらず、いつかは日本の行政下に復帰することが約束されているのであります。而して他日日本に完全復帰の際、円転滑連に日本統治が行われる措置を今日から講ずることは大切な時務であり、独立自主権を取戻す日本として、たとへ部分的にもその主権を行使するのが国家的責務であると考えるのであります。日本本行政をこれら諸島に及ぼす範圍と権限を米國行政当局と取決められ、速かにこれら諸島に対し財政的援助を與られたりとの陳情でございます。

○政府委員(石原幹市郎君) この問題は相手方もあることでありますので、当方といたしたところでできるだけの努力をし、又留意を払つて行きたいと、そういう気持があるということだけで御了承願います。  
○委員長(有馬英二君) 御質疑はございませんか。……如何取計らいますか。……採択することに御異議ございませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(有馬英二君) それでは採択に決定いたしました。

○委員長(有馬英二君) それでは先ほどの問題に戻ります。

○岡田宗司君 この間、岡崎國務大臣からもモスコウ行旅券の発行の問題についていろいろ御意見を伺つたのですが、本日それを求められておる帆足計君が丁度こちらにおいでになつておりますので、一つ帆足君から今までおる御努力もされておるようである

し、又この問題について或いは行政裁判等起されるような意向もあるように聞いております。帆足君の側のほうからどういふいきさつがあるかということをお伺いすることがあるかという旅券の問題についての真相を明らかにし、なお今後の旅券の問題についていろいろ紛議が起るであらうということも予想されますので、その際における参考にもなるか、或いはそういうことによつて又旅券問題についてのいい解決方法も生れるかとも思ひますので、一応帆足君から事情をここで聞かして頂くことをお許し願ひたいと思ひます。

○委員長(有馬英二君) 只今岡田委員から御提言のように帆足計君を参考人として呼ぶことに御異議ございませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○岡田宗司君 参考人としてですね、お許し願ひたい。

○委員長(有馬英二君) 参考人として呼ぶことに御異議ございませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(有馬英二君) それではさよう取計いたします。帆足計君。  
○参考人(帆足計君) 帆足計でございます。貴重な御用件がたくさんおありになりますところを、外務委員会におきまして皆様、條理と法理に基きまして公正なお立場から御審議なさいませ参考し、従来の経過を述べます機会を與えられましたことを厚くお礼申し上げます。私も過ぐる年には皆様の後輩、同僚といたしましてこの議席にお

りました者でございますが、本日力なき一市民として基本的人権について皆様に訴える機会を與えられましたことを心から嬉しく思う次第でございます。実は昨年十一月、パリの国際會議準備委員会から、それまで私は全く何も知らなかつたのであります。が、モスコウで国際經濟會議が開かれるから、数名の學者たちと共に出席しないかという招待状をオスカー・ラングといふ有名な學者からももらいました。當時は大して気にもとめませんでしたので、どういふ會議であらうかと思ひまして、村田さんや石橋さんに御相談をしたようなことでございまして、その後だんだん會議の性質がわかつたので、一面におきましては多少ソ連の平和と工作と關係があるらしい節もあり、他面においては二つの世界に原爆が年産数十発を起るような苛烈な世の中であり、戦争……そうして平和物資の交流を圖らなければならぬというふうな、西ヨーロッパの空気に押されたような氣配からしまして、その後慎重に調べておりましたところ、その後詳細な資料がございまして、それにはとにかく議事規則として、党派、制度、イデオロギーに關係なく、平和的經濟交流と諸國民の經濟交流に寄與するため、諸國から有能な実業家、學者、トレーダー、ユニオン、その他の代表に來てもらいたいということでありまして、ソ連が主權であるとして最初私思つておりましたところ、ソ連も参加の國であるから議事規則に従つて限られた発言しかできないということが詳細に書かれておりました。特に自由諸國からは普通の自由人來てもらう、原則として思想的傾向のある人は余り望んでい

ないという意味のことを書き添えられておりました。更に資本主義に対する攻撃とか、又は社会主義に対するとかの論議とかいふことをこの會議はなすべきものではないと、平和的經濟交流については意見の交換をするのが主要目的である。かた／＼會議が済みましたらロシアの最近の状況なども見てもらうことも参考になるから、自由に觀察團を作つて各地を視察してもらいたいといふことが書き添えてございました。そこで私もときどき思ひましては、これは主として經濟人の問題であるとして存じましたので、新聞に出ておりますような実業家の巨頭のかた／＼に相談いたしましたところ、それではもつと調査しようということになりました。特にイギリス、アメリカの動向をよく注意してもらいたいといふことでありました。その後各國からぼつ／＼主としてまあ學者、それから自由主義的な実業家の出席などがございまして……、その後ヨーロッパの、東ヨーロッパと西ヨーロッパの貿易交流についていろいろ数字を見ました。同時に日本の貿易が非常に物価が上り、股帳のように見えておりますのに、資料では戦前の僅か五割程度で、やはり業界の実態は非常に不況でございまして、海國としての日本はやはり国際會議へ出て視野を広める、何事にも一利一害はあるが、多数の人が出席することがよいのではないかといふふうな判断に至りまして、有志が集つた國際經濟懇談会というのでございまして、新聞に出ておりますように、村田さん、石橋さん、北村さん、それから私もエキスパートとして出ようといふような話になりました。政府にそ

ないという意味のことを書き添えられておりました。更に資本主義に対する攻撃とか、又は社会主義に対するとかの論議とかいふことをこの會議はなすべきものではないと、平和的經濟交流については意見の交換をするのが主要目的である。かた／＼會議が済みましたらロシアの最近の状況なども見てもらうことも参考になるから、自由に觀察團を作つて各地を視察してもらいたいといふことが書き添えてございました。そこで私もときどき思ひましては、これは主として經濟人の問題であるとして存じましたので、新聞に出ておりますような実業家の巨頭のかた／＼に相談いたしましたところ、それではもつと調査しようということになりました。特にイギリス、アメリカの動向をよく注意してもらいたいといふことでありました。その後各國からぼつ／＼主としてまあ學者、それから自由主義的な実業家の出席などがございまして……、その後ヨーロッパの、東ヨーロッパと西ヨーロッパの貿易交流についていろいろ数字を見ました。同時に日本の貿易が非常に物価が上り、股帳のように見えておりますのに、資料では戦前の僅か五割程度で、やはり業界の実態は非常に不況でございまして、海國としての日本はやはり国際會議へ出て視野を広める、何事にも一利一害はあるが、多数の人が出席することがよいのではないかといふふうな判断に至りまして、有志が集つた國際經濟懇談会というのでございまして、新聞に出ておりますように、村田さん、石橋さん、北村さん、それから私もエキスパートとして出ようといふような話になりました。政府にそ

れとなしに語りましたところが、新聞に、政府はこれを好ましく思わないから旅券を発行しないであろうという記事が出ましたので、それでは一体どういうふうな海外旅行のことがなつておるのであるかということをお初めして、その気になりまして、その初めは、エネスコ憲章、旅券法を見ますと、私ども過去において旅行というものは政府の制約を受けるものと思つておりましたところが、調べて見ますと、海外の旅行は基本的人権でありまして、好ましからざる人物——テロリスト、密輸入者（スマツグラ）等——のほかに、善良な市民は為替をえ許されればどこへでも旅行ができるということとを、初めて知りまして、その初めは、海に生れながら殆んど自分自身にもなつたことに恥じ入つたような次第でございます。そこで外務省に参りまして、どういふ條文に従つて、政府が好ましくないと思つておられるのであるかと思つたところが、その條文は、どうも明確でないといふことでございました。たゞ、イギリスのイーデン外務大臣がこの會議に對して、英國政府の意見は、と問われながら、余は賛成でなく、その結果を期待し得ないけれども、英國市民が個人として出席することは自由であり、政府の干渉する限りでもないという聲明が出ましたので、成るほどこれが大體憲法及び基本的人権の許す範疇の程度であると思つて、外務省に参りました。このイーデン外相の言われることは、非常に筋が通つておると思つたが、この會議に對しては、賛否両論が

あり、私も自身も多少迷うような節もあるようにございますから、政府の意見や調査資料なども頂いて、自棄すべき点は自棄し、スマートに行つて参りたいと思つて、併し何か旅券法の上支障がございませうかと聞きましたところが、最初は十三條に好ましくからざる人物というのがあるけれども、これが普通の善良な市民に適用されるはずもないので、他に條項がなくて困つておるといふことでございまして、私どものほうとしては、そういうことでお困りになることもないのであるから、是非これは行く人の人柄や方針に政府として問題があるのであるならば、一度礼を盡して懇談するならば、それを考慮するにやぶさかでないような人たちが今日予定に上つておるのであるから、話合いたいと思つたところが、政府側としては、理由はいろいろあるけれども、行かしたくないと上層部が思つておられるようであるから、旅券は出ないよといふことでございまして、更に調べてみましたところ、今日この旅券法におきましては地域如何という差別を立て、又政治上の見解、主義によつて特定の人を特定の國に行かせないという法規がないといふことが判明いたしました。ただテロリストとか、追放された人物とか、スマツグラだけが自由なる旅行を奪われているといふことを知りました。若し政府の見解によりまして旅行が左右されるということになりますと、非常に保守的な政権ができました場合は、労働組合全国大会に行く代表のときは禁止せられ、又非常に極左的な政権ができました場合は、國際商業會

議の大会などへは資本家が行く必要もあるまいなどと言つて、政権の相違によつて旅行が制限されることになることは成るほど好ましくありません。そのためにイギリス、アメリカ、日本、それぞれ民主國家においてはこの程度の自由が與えられておるといふことを初めて了得いたしました。そこで外務省に對しまして、いよいよイギリス、又アメリカも行くことにございまして、アメリカ政府としてはこの會議の成果に何ら期待をおかない、或いはソ連の、苦しまざれに物資を得たいという運動かも知れないから……併しそれもパトリ法その他があつてソ連の目的は達し得ないであらう、併しアメリカとソ連の間は今日公式にはよい間柄ではないから、私人が行つて多少の合理的調整を図ることはアメリカの利益にむしろ合致するから、行きたい人は行つたらよからう、旅券の発行は個人に對しては、あえて拒まないといふことを國務省が発表いたしました。それからその後インド、インドネシア、イタリー、ドイツ、フランス、それら公人であるとして私人の資格を以て殆んど全部出席するようになりました。そこで念のために宮腰改進黨議員と共にシールド氏に照會して、日本はまだ占領下にあるからアメリカの占領政策の上から見て、我々も参考にしたさねばならぬから如何しようとお考えであるかといふことを問合せましたところ、氏を通じて返答が参りました。そのような政治問題に参りまして、今日とはかく言うべきものは立場でないし、海外旅行といふことであれば、国内法規により、公正な手続によつて市民としての権利

を主張し、法律通りに処理してもらふことが安当であらうといふ意味の答えを頂きましたので、それではもう大體において大きな障害がないと考えまして、約一月半前に交渉を始めたのでございまして、旅券自身は先月の二十五日、約二週間前に申請の手続を完了しました。ところが、外務省の事務官初め東京都の旅券係の事務官のかたは、丁寧、懇切、申分のない態度を以ちましてお世話を下さいまして、その全部の手続は完了いたしました。そこで五日ぐらゐの猶予を以ちまして、最初一日か二日に定期船が出る予定でございまして、三月二日から三日と、こういふ予定でございまして、一日までに御回答を頂きたい。予防注射を申上げましたが、御返答がありません。仕方がありませんので、書面を以て申上げました。更に御返答がございませぬので、内容証明を以ちまして御催促いたしました。然るに調査中調査中といふことで、どこに支障があるか存じませぬので、思い余りまして遂に法制意見局に参りまして、長官並びに第一局長に法の解釈についてお尋ね申上げました。すると法制意見局の御意見では、生命の安全度といふことだけが問題になつておられる、その安全度によつて旅券を左右する権能は今日の法律において與えられていない。何となれば、そこへ行くことが安全であるかどうかといふことは、行く個人が自分の生命を大事にし、その妻、母が生命を大事にする、政府が世話をやかなくても危ない所に行く馬鹿者はない。そういうようなことに旅券法はな

あとで……家を片付けて、移民などがよその國へ参りますときに、すべてが片附いたあとで突如としてその國に内乱などが起つて、そこへ行けば移民全部が一家心中をするような結果になることのために著しく且つ客観的に生命にあらゆる危険が来たときに、善意の保護の意味で旅券を戻すことを勧告し、戻すことはある。そこでこれを擴張解釈することができたら、次のごとく解釈せねばならぬ。即ち善意によつて、善意の立場から國民保護のために客観的に著しい生命に明確な危険がある場合、この場合に政府は旅券を擴張解釈すれば戻す、支給しないこともできると思つて解釈し得る。併しこれは政黨政略に使うべきでなく、雷一つがなつたから危ないといふようなこととなくして、これは善意の保護であるから、政府の旅券返還の要求と、返還を命ぜられる國民の氣持との間に理解の一致があれば両方が喧嘩をするようなことは絶対に起らないはずである。若し喧嘩が起るようなことがあれば、どちらかに忤しい意図があると思ふなければならぬから、この法規は人権の保障においては、欠点のない法規であると思つて、そこでその解釈を以ちまして外務省にお話ししましたところが、外務当局のかたは、いろいろなことを言われまして、一つには今日漁業問題と捕鯨問題が解決してないときに、こういう國に行くことは危ないではないかと申しましたが、捕鯨問題は不幸な事件でありますけれども、最終のは何万人でございませぬか、教を知りませぬけれども、先ず相

当の敷いのでございますので、私も痛心の極みでありますけれども、今日国際会議に参りますことが、私も軍人でありませぬからみずからすぐ捕虜になるようなこともあるまいと申しました。漁業問題はどうかと言いますので、あれは「さけ」を追つかけて、領海の中にまぎれ込み、生ずる事件でありますので、私は「さけ」を獲ろうとする意思は全然ありませんので、この問題には全然関係ありませんと申し上げました。そうすると無條約国であるから、若し万一のことが起つたときに人身保護ができないと申されました。私意見局のかたと話し合いました。私意見局のかたと話し合いました。末期のように内乱状況で人身が危ないときがある。無條約でも客観的に見て生命が安全のようなこともあり得るから、條約、無條約ということと、生命の問題は直接関係はなからうというようになことでございました。最後にそれにつきまして、ソ連政府からはこの招聘者、私と宮腰君に対して生命の安全、身体安全は国際公法に従つて保障するという公文書が到着いたしました。それを政府に差上げましたようにな次第でございます。このような経過になりましたが、なお外務省当局におきましては旅券を下さしませんので、この十四日頃出帆の予定でございますので、あと数日でございますので予防注射をしようかどうかという相談をいたしました。それは言明の限りでないと申しますので、靴の一足も買わなければなりませんから、それではいつ頃御返事が頂けるかと申しましたら、それもわからんと申しますから、それは渡航に間に合うような善意な意思が

おありですかと申し上げましたが、それもわからない。それでは何か月かかかるか、それもわからない。それでは何をしたいらつしやるのかという、それは今事実認定のために努力しておるが、ソ連は広大な地域であるからなかなかこれは盡せぬというような説明でございます。そこで私は、善意の一市民として涙を流し、数十度足を運びました。……そうして條理に従うことなら止むを得ないことでありまして、何でもがそれに適らぬまいし。併し條理を無視し、十数回足を運ばせ、ギヤング同様の態度をあなたがたはとられるじやないか。私の親戚の中でも、これは重要な会議の一つであるから、学者として行ければ慎重に勉強して、行つてもらいたいと言つて、兄その他が勵まして下さるのに、一体どういうように決定してくるのか、定期航路も月に一回しかありません。従いましてその日を逃しますれば出席も不可能でございます。考えて見ますれば曾つての軍閥政治の時代でも相当の数の学者が学術会議その他に出席しております。又米ソ経済断交の時代にも何百人かのジャーナリストや学者が参つておりますし、又シベリア出兵直後の最も不穏なる時代におきましても又何十人かの学者、ジャーナリストが駐在しておりました。若しこの会議に出席をそれだけの理由で禁止されますと、それだけの理由で禁止されますと、それとばかりは同盟、朝日の特派員も行けなくなる。貿易業者も一人も行けなくなる。日ソ両国の間は名実ともに暗黒世界になつてしまふわけでありま

を得た人は行き、鎖国三百年の時代でも出島の港を通じて多少の交流がありました。それが人類の進歩になるならば多少の隘路があつてもよいのではなからうかと力説し、又この会議に、今の日本の指導国家でありますところのアメリカからも人が行かず、イギリスからも行かないならばとにかく、今日英、米、仏、独、インドシナ、インド殆んど全世界一貫して、旅券を拒否した国があることは聞かない状況でありまして、殊にイデン外相のように個人が行くことは自由である。政府としてはその結果に期待せず、賛成もしてはいないということであれば、一分間でも解決つてものを、何といういやらしいことをするのであるかと存じますけれども、言を左右にいたしました答えていたしませんので、遂に思い余りまして人権擁護局に駆けつけまして相談いたしました。私自身、幼いときから一ヒューマンニストとしての教養を受けて、自由人権協会の実務理事をしまして、自由人権協会の実務理事をしておるものでございます。それで大いに人権擁護局長から笑われまして、自由人権協会の常務理事が泣き顔をして人権を訴えに来るなどは、まあなか／＼日本の民主主義も前途遠慮であるかと同情して下さいました。司令部のヘブライさんでしたか、その他のかたにも紹介して下さいました、そうしてその結論としては、人権擁護局長としては、かくのごとく一月半もたち、内容証明も出し、そうしてなお定期船の出帆の日が日鏡の間に迫つてい

は渡さぬ、結局東京駅の二等切符係が急に政治議論を始め切符を持つて逃げたというふうな事件でございます。時間は刻々迫りますので、どちらか言つて下されば又諦めもいたしますが、それすら言わない結果、かくのごときことが起りましたことは、実は今まで為替管理を政府がいたしておりました。又警視庁の外事課の錯覚のようなものがございまして、政府の制限によつて海外旅行の自由はどうにもなるという大きな錯覚の上に、漫然とこの問題を考えられたらどうございまして、昔、子供が映画館に行くのに対して、あの映画は見ちゃならない、と言言えればそれで済む、こういうふうな錯覚が多少……又大いにある結果ではなからうかと察知いたしました。結局という結果になりました、結論といたしましては、この十四日頃出帆の予定でありますのに、今日に至るまで諸君がございせん。そうして今後につきましては、或いはこういう会議に、例えばまあ言葉は悪うございませぬけれども、非常に極左的な人でもたくさん行きてはならないかという御心配がございませぬかと善意にも解釈して見たりしておりますけれども、若しそういうこと

は渡さぬ、結局東京駅の二等切符係が急に政治議論を始め切符を持つて逃げたというふうな事件でございます。時間は刻々迫りますので、どちらか言つて下されば又諦めもいたしますが、それすら言わない結果、かくのごときことが起りましたことは、実は今まで為替管理を政府がいたしておりました。又警視庁の外事課の錯覚のようなものがございまして、政府の制限によつて海外旅行の自由はどうにもなるという大きな錯覚の上に、漫然とこの問題を考えられたらどうございまして、昔、子供が映画館に行くのに対して、あの映画は見ちゃならない、と言言えればそれで済む、こういうふうな錯覚が多少……又大いにある結果ではなからうかと察知いたしました。結局という結果になりました、結論といたしましては、この十四日頃出帆の予定でありますのに、今日に至るまで諸君がございせん。そうして今後につきましては、或いはこういう会議に、例えばまあ言葉は悪うございませぬけれども、非常に極左的な人でもたくさん行きてはならないかという御心配がございませぬかと善意にも解釈して見たりしておりますけれども、若しそういうこと

くれるならば多少の役に立つたろうというので、実は昨日のああいふ新聞声明が出ましたような次第でございます。……とに残りました私どもは、この問題に對して多少の世論を起し、また責任もありまして、余り見苦しいこともできない。それかと申しまして、これに行かないでおります、ソ連はただ生命に危険があるかどうかというよりなつたらん議論で、国の賓客として招請された人を、如何にソ連といえども刺し殺すはずもなからうと思ひます。ロンドン・タイムスに電報を打つて、生命に危険があるかないかという客観的証拠をもらおうというふうな愚かしいことはできませんし、誠に困つておりますような次第でございます。そこで結論といたしまして、私どもは賛否いずれでも結構でございますから、法の命ずるところに従ひ、政府に出帆前に裁断を下して頂くことを要求したのでございます。同時に外務委員の責任ある皆様がおかれましては、大局的見地から、二つの世界のこの暗黒の巖しい世の中に、少しでも情理を通しますために、この問題を如何にするか二つの世界のガソリン・タンクの谷間の中にある国として必要であるか御明察下さいまして、私どもに必要な御指示を與えて頂きたいと思ひるのでございます。期限も切迫いたしましたので誠に困つております次第でございますから、せめて法律に従ひまして期限内に御回答下さいませるよう御指示を頂きますれば、市民として誠に幸福なことでございますので、本日陳情の機会を、報告の機会を與えられま



又この問題につきまして法務府の見解等につきましては、昨日の東京新聞に詳細に伝えられている通りでございます。私、私としては、外務省が濫りに法を破つて、そして旅券の問題は政治問題であるということを申されることを心から悲しむものでございます。政治問題は政治問題として、旅券の問題と離れて、私どもと語り合ふことが政治でございます。切符を持ち逃げしておいて、そして政治論議をするという事は、一体憲法二十何條かの基本的人権や人権宣言を一体お読みになつておられるかどうか心許ない気がするのでございます。今日保守であるとして急進であるを問はず、国全体として止むを得ず時代に逆行し過ぎる、行過ぎの逆行ではなからうかということが心配されております。時代に、この問題は、私は今後の外交上重大な問題になる、猫の子一匹、片一方の領域に行けないようなことになりまして、結果としては今後ソ連の外交官たちの駐日も實際上不可能になつて来るようなわけでありまして、實際問題といたしましては、いろ／＼その波及するところも大きいと言わなければなりません。どうぞ上院外務委員の皆様がたにおかれましては慎重に御検討下さいまして、如何なる結論にならうとも、それが法理上條理にかなうことでございます。私ども一言半句も文句は申しませんから、どうか法理に従い、良識に従いまして御指示を頂きますようお願いいたします。御清聴有難うございませ

見で、まあ二人のかたを代表して頂くことにいたしました。私、今帆足さんの御意見を伺つておつたのであります。この点について意見長官でございますが、それから人権擁護局長等とも御相談になつたようでありまして、両者のほうからそれ／＼旅券法等に関する御相談もございまして、これは先づ法制意見長官並びに人権擁護局長を呼んで頂きまして、この旅券問題についての法律上の先づきの問題を先づお伺いしたい。そして、そのあとで外務省が更にこの法律についてどういふふうにお考えになつておるかをお伺いしたいと思ひますので、先づ法制意見長官と人権擁護局長をお呼び願ひたいと思ひます。

委員長(有馬英二君) この点につきまして本日岡田、金子両委員の申出を以ちまして、只今岡田委員のお述べになつたように、政府当局を呼んでというふうなお話でありましたので、早速手配をいたしましたけれども、どうも時間の關係上非常に差し迫つておりましたので、遂に御要求の通りに運びかねたことは誠に遺憾であります。只今お述べになりましたように、本日は到底取運べないだらうと存じますから、追つて政府に通告いたしまして、政府当局の出席を求めて、本委員会に御登壇を願ふことに取計らいます。これでよろしうございませうか。

委員長(有馬英二君) さよう取計らいます。私、帆足さんにもちよつと御尋ねしたいことがございまして、昨日の新聞を拜見いたしました。石橋さんその他のかたがおやめになるのに、非常な意欲な声明書を出して、おれませんが、全文を見てもありませんし、ちよつと御触れにはなりましたけれども、私その点もちよつと事細かに聞きたいと思ひます。と申しますのは、我々は今度の国際経済会議は何らイデオロギー或いは政治体制というものは関係なく、むしろこのことを論議しては行かない、それから会議の結果、その場所が経済上の会議のみならず、その場で取引が行われるとか、技術の導入が行われるとか、貿易の商談が整つてもいい、それから第三に若しそういう制限を附して、なお会議においてイデオロギー、社会体制その他の關係で討議が行われるようなときには、その委員会における議事の進行、或いは

出席を拒絶してよろしいというところまで、非常に嚴格に、周到に考へられておられるこの世界経済会議でございます。私どもは実業家を選ぶに際しまして、若し我々がこれに關係したしますと非常に事を円滑に運ぶのに妨げであるというので、我々共産黨に所屬する者は意識的にこれに参加しないで、村田さん、石橋さん、帆足さんなどのようなエノノミストに依頼して、我々は会つていないのであります。又技術者の問題につきましても、私自身が技術者の出身でございますので、いろ／＼の御相談を差起人のほうから間接に受けましたが、私はこの際、この反ソ的な宣伝によつて毒されてゐる日本の善良なる中立的な立場のかた／＼の多数……一人でも多きことを望むので、我々はあえて技術者につきましても、日本科学技術連盟会長であり、日産協の会長をしておられます石川一郎氏を数時間亘つて懇談しまして、この問題について科学技術連盟に対して推挙方を私は懇談いたしました。又日本の科学技術界の元老である大河内正敏氏とも何遍か連繫をとり、我々としては非常に周到なやり方をしたつもりでございます。従つて私は石橋山氏その他の問題につきましても、殆んど今帆足氏から説明を聞くのが初耳のような状態でございますので、ちよつとその辺のところを私は簡単にでもよろしうございませうから御説明を願ひたいと思ひます。

委員長(有馬英二君) さよう取計らいます。私、帆足さんにもちよつと御尋ねしたいことがございまして、昨日の新聞を拜見いたしました。石橋さんその他のかたがおやめになるのに、非常な意欲な声明書を出して、おれませんが、全文を見てもありませんし、ちよつと御触れにはなりましたけれども、私その点もちよつと事細かに聞きたいと思ひます。と申しますのは、我々は今度の国際経済会議は何らイデオロギー或いは政治体制というものは関係なく、むしろこのことを論議しては行かない、それから会議の結果、その場所が経済上の会議のみならず、その場で取引が行われるとか、技術の導入が行われるとか、貿易の商談が整つてもいい、それから第三に若しそういう制限を附して、なお会議においてイデオロギー、社会体制その他の關係で討議が行われるようなときには、その委員会における議事の進行、或いは

り世界の人たちが出る国際会議には出る機会を持つことが何らかの意味では参考になり、利益に合致することであるという信念は今も変わらぬが、諸般の事情のために止むなく身を引くというところがございます。その中心はいろいろ推察もできますが、先ほど申し上げましたように、エキスパートの諸君が行くことは妥当であらうと、この声明書に申添えてございました。自分たちが行くことは諸般の事情上余リシヨクが大きいならば遠慮しよう、こういうことでございます。それから、それに対して外務省筋の一、二の責任あるかたが言われましたのは、この会議の趣旨の一つに、ソ連が軍需物資を得ようとする意思があるのではないかと、この問題を心配しているということがありましたが、この問題につきましても、我々としては、この問題に於いては、軍需物資の交流というものは議題にならないのでございます。又その上バトル法がそれ／＼ありまして、そういうことを論議しても役に立たないやうになつております。それからもう一つの議事規則の中には、互いに思想上の問題を論議することは規則で禁止するということがありまして、先日私は間違つたニュースだと思ひますが、外務省のある下つ端の役人の人でありました。北鮮の放逐で北鮮代表が仮に出るとするならば、アメリカの経済問題、いわゆる彼らが言うところの経済侵略を大いに論ずるであらうというところを何か社説に書いていたと言ひますけれども、議事規則に従ひますと、そういう議題を載せたならば、直ちに議事規則に従ひましてそれは議題に載せ

出席を拒絶してよろしいというところまで、非常に嚴格に、周到に考へられておられるこの世界経済会議でございます。私どもは実業家を選ぶに際しまして、若し我々がこれに關係したしますと非常に事を円滑に運ぶのに妨げであるというので、我々共産黨に所屬する者は意識的にこれに参加しないで、村田さん、石橋さん、帆足さんなどのようなエノノミストに依頼して、我々は会つていないのであります。又技術者の問題につきましても、私自身が技術者の出身でございますので、いろ／＼の御相談を差起人のほうから間接に受けましたが、私はこの際、この反ソ的な宣伝によつて毒されてゐる日本の善良なる中立的な立場のかた／＼の多数……一人でも多きことを望むので、我々はあえて技術者につきましても、日本科学技術連盟会長であり、日産協の会長をしておられます石川一郎氏を数時間亘つて懇談しまして、この問題について科学技術連盟に対して推挙方を私は懇談いたしました。又日本の科学技術界の元老である大河内正敏氏とも何遍か連繫をとり、我々としては非常に周到なやり方をしたつもりでございます。従つて私は石橋山氏その他の問題につきましても、殆んど今帆足氏から説明を聞くのが初耳のような状態でございますので、ちよつとその辺のところを私は簡単にでもよろしうございませうから御説明を願ひたいと思ひます。

委員長(有馬英二君) さよう取計らいます。私、帆足さんにもちよつと御尋ねしたいことがございまして、昨日の新聞を拜見いたしました。石橋さんその他のかたがおやめになるのに、非常な意欲な声明書を出して、おれませんが、全文を見てもありませんし、ちよつと御触れにはなりましたけれども、私その点もちよつと事細かに聞きたいと思ひます。と申しますのは、我々は今度の国際経済会議は何らイデオロギー或いは政治体制というものは関係なく、むしろこのことを論議しては行かない、それから会議の結果、その場所が経済上の会議のみならず、その場で取引が行われるとか、技術の導入が行われるとか、貿易の商談が整つてもいい、それから第三に若しそういう制限を附して、なお会議においてイデオロギー、社会体制その他の關係で討議が行われるようなときには、その委員会における議事の進行、或いは

委員長(有馬英二君) さよう取計らいます。私、帆足さんにもちよつと御尋ねしたいことがございまして、昨日の新聞を拜見いたしました。石橋さんその他のかたがおやめになるのに、非常な意欲な声明書を出して、おれませんが、全文を見てもありませんし、ちよつと御触れにはなりましたけれども、私その点もちよつと事細かに聞きたいと思ひます。と申しますのは、我々は今度の国際経済会議は何らイデオロギー或いは政治体制というものは関係なく、むしろこのことを論議しては行かない、それから会議の結果、その場所が経済上の会議のみならず、その場で取引が行われるとか、技術の導入が行われるとか、貿易の商談が整つてもいい、それから第三に若しそういう制限を附して、なお会議においてイデオロギー、社会体制その他の關係で討議が行われるようなときには、その委員会における議事の進行、或いは

られないようになることになつております。従いまして、會議に對しまする実業家の發言は相當確保されております。そのように理解しておりますので、今次実業界のかたの、一部が断念されたと申しますのは諸般の事情で、余り大きなショックを世間に與へたくない、それで専門家のかたが、スマートに行つて来るようにでも取計らつたらどうかというふうな親心ではないかと、私は推察いたしております。

○兼岩傳一君 先ほど請求いたし、まだ回答を頂いておりません。我々がすでに数日前文書を以て、且つこの委員會の決議の上で政府へ要求いたしました資料の問題を御答弁頂きたいのであります。私どもはそれを頂いた上で、只今御決定になりました法制關係及び外務省關係のその衝に當られた責任のあるかたの、意見を聞いた上で、この問題に對する政府の態度に對して私どもは十分なる批判を加えなければならんと考えますが、それについて今帆足さんはエコノミストとして、経済學者としての御意見ですが、宮腰さんは開けば秋田の商工会議所が挙げて実業家として推挙をしておられるようにも聞いておりますし、この席にもおいでになりますので、多少又帆足さんとは違つた意見があると思ひますが、併し時間の關係その他で同僚委員のかたが、御賛成下さいませんならば明日なり、或いは明後日の機會でもよろしくございませうが、若しもお許しを得るならば私はやはり簡單でよろしくございませう。これについての御意見を聞いて置いたほうが、これから政府の態度に對し、資料を御提出の上で、

或いは關係官吏の意見を聞いた上での論議の參考になるんじゃないかと思ひますが、宮腰さんのほうは如何でございませうか。

○委員長(有馬英二君) 如何でございませうか皆さん、私は先ほどから帆足さんが非常に詳細に、又事理明白な、これ以上のことはないだろうと思ひますから、宮腰さんは大分時間も経過いたしましたので、或いはそれを補足されまして何らか別に御意見があるならばと思ひますけれども、この次にも一つお願いいたします。

○兼岩傳一君 それでは当初私が發言し保留になつておりました資料について御回答願ひたいと思ひます。

○委員長(有馬英二君) 実は一昨日兼岩委員長の御要求によりまして、外務委員長の名を以ちまして議長宛に資料の要求をいたしましたのであります。まだ回答を得ておりませんので、外務委員長の名で外務大臣吉田茂氏に對しまして調査報告書を求める書類を提出したいと思ひますが、如何でございませうか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○政府委員(石原幹市郎君) 一応念のために申し添えて置きたいのは、この前いろ／＼いきさつもありましたので、何と言ひますか、參議院規則百八十一條によられるのならば、やはり正式にやつてもらつたほうがどうかと思ひますが、如何でしょうか。念のため一応……

○大隈信幸君 従来の委員會の慣例から言つても、そんなに非常に形式張つたことをしないで、政府は委員長が要求すればどん／＼資料を出すというものが建前だと思ひます。この今問題に

なつておる規則何條か存じませんが、それを使う場合は極く特殊な場合にそれをどうして使つて、まあ外務省側はどうしてもそれによらなければ出さなという御見解なら、それはこちらとしてもそういう形式をとらなければならぬと思ひます。この際は私はそうむすむすかしいことを言われぬでこちらの希望している書類は外務省側からどん／＼出すという従来の慣例に従つてやつて頂きたいと思ひます。

○兼岩傳一君 私は委員長の御苦心のこの前のお取扱、私も同様に大隈君の言われることと同じ意見を出したけれども、委員長は若しかすると、事柄がこんがらかつてゐるから、政府が或いは回答の提出を遅らしたり、或いはその問題が不明瞭であるかも知れんから、むしろこういう形のほうがいいだろうという老婆心からなされたわけであつて、却つてそれが非常に事柄を遅らしたわけなんでありまして、そういうこととなら幸い次官がおられますから、それでこの我々の三つに對して、今その條文をお読みになるようございませうが、それに対してやはり次官からその回答を、私恐らく今日中にできると思ひますが、まあ明日の朝でもいいのですが、そういう回答の期限をもう一つ第四項目として私は質した上で、その事務的な進め方をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(石原幹市郎君) これは委員部の人にも来て頂きまして、參議院規則何々によつてやるということになつておるでしょう。若しそういうことであれば、やはり正規な先例になると言ひますか、一つの何になりますから、そういう措置を一遍とつて置

いてもらつたほうがいいかと思ひます。

○委員長(有馬英二君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(有馬英二君) それでは速記を始めます。本日の會議はこれを以て散會いたします。

午後三時三十一分散會

三月四日予備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。

一、千九百四十六年十二月十一日にレーク・サクセスで署名された鑑定書によつて改正された麻薬の製造制限及び分配取締に関する千九百三十一年七月十三日の條約の範圍外の藥品を國際統制の下に置く鑑定書への加入について承認を求めめるの件

千九百四十六年十二月十一日にレーク・サクセスで署名された鑑定書によつて改正された麻薬の製造制限及び分配取締に関する千九百三十一年七月十三日の條約の範圍外の藥品を國際統制の下に置く鑑定書への加入について承認を求めめるの件

千九百四十六年十二月十一日にレーク・サクセスで署名された鑑定書によつて改正された麻薬の製造制限及び分配取締に関する千九百三十一年七月十三日の條約の範圍外の藥品を國際統制の下に置く鑑定書への加入について、日本國憲法第七十三條第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めらる。

三月五日予備審査のため、本委員會に

左の事件を付託された。

一、外務公務員法案

外務公務員法案

目次

- 第一章 總則(第一條—第四條)
- 第二章 職階制(第五條—第六條)
- 第三章 任免(第七條—第十二條)
- 第四章 給與(第十三條)
- 第五章 能率(第十四條—第十六條)
- 第六章 保障(第十七條—第二十二條)
- 第七章 服務(第二十三條)
- 第八章 名譽總領事及び名譽領事並びに外國人の任用(第二十四條—第二十五條)
- 第九章 雜則(第二十六條—第二十八條)

附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、外務公務員の職務と責任の特殊性に基き、外務公務員の職階制、任免、給與、能率、保障、服務等に関し國家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)の特例その他必要な事項を定め、あわせて名譽總領事及び名譽領事並びに外務省に勤務する外國人の任用について規定することを目的とする。

(外務公務員の定義)

第二條 この法律において「外務公務員」とは、左に掲げる者をいふ。

一 特命全權大使(以下「大使」といふ。)

二 特命全權公使（以下「公使」という。）

三 政府代表

四 全權委員

五 政府代表又は全權委員の代理、顧問及び随員

六 外務職員

2 この法律において「政府代表」とは、日本国政府を代表して、特定の目的をもつて外国政府と交渉し、又は国際会議若しくは国際機関に参加し、若しくはこれにおいて行動する権限を付與された者をいう。

3 この法律において「全權委員」とは、日本国政府を代表して、特定の目的をもつて外国政府と交渉し、又は国際会議に参加し、且つ、條約に署名調印する権限を付與された者をいう。

4 この法律において「外務職員」とは、外務省本省に勤務する一般職の国家公務員のうち外交領事事務（これと直接関連する業務を含む。）及びその一般的補助業務に従事する者で外務省令で定めるもの並びに在外公館に勤務するすべての一般職の国家公務員をいう。

第三條 国家公務員法並びにこれに基く法令の規定は、この法律にその特例を定める場合を除く外、外務職員に適用があるものとする。

（特別職の外務公務員に対する国家公務員法等の準用）  
第四條 国家公務員法第九十六條第一項、第九十八條第一項、第九十九

第五節 外務委員会會議録第九号

九條並びに第百條第一項及び第二項の規定は、大使及び公使、政府代表及び全權委員並びに政府代表又は全權委員の代理、顧問及び随員に準用する。この場合において、国家公務員法第九十六條第一項、第九十八條第一項、第九十九條及び第百條第一項中「職員」とあるのは「大使若しくは公使、政府代表若しくは全權委員又は政府代表若しくは全權委員の代理、顧問若しくは随員」と、第百條第二項中「所轄庁の長（退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁の長）」とあるのは「外務大臣」と読み替へるものとする。

2 前項に定めるものを除く外、大使及び公使、政府代表及び全權委員並びに政府代表又は全權委員の代理、顧問及び随員の任免その他の身分上の事項及び服務に関する事項については、この法律の定めるところによる。

第二章 職階制  
（外務職員の官職の格付）  
第五條 国家公務員法第三十一條に規定する官職の格付は、同條及び国家公務員の職階制に関する法律（昭和二十五年法律第百八十号）第十二條の規定にかかわらず、外務職員については、外務大臣が行う。

2 外務職員の官職の格付に關し必要な事項は、政令で定める。  
（外務職員の公の名称）  
第六條 外務職員（外務事務次官を除く。）は、組織上の名称の外、公の便宜のために国際慣行に従い用

昭和二十七年三月六日【参議院】

いる公の名称として、参事官、一等書記官、二等書記官、三等書記官及び外交官補、総領事、領事、副領事及び領事官補並びに一等理事官、二等理事官、三等理事官、副理事官及び外務書記という名称を用いることができる。

2 外務大臣は、公の便宜のために国際慣行に従い特に必要と認められる場合には、外務職員に対し、前項に掲げる公の名称以外の公の名称を用いさせることができる。

3 前二項に定めるものを除く外、公の名称に關し必要な事項は、外務省令で定める。

第三章 任免  
（外務公務員の欠格事由）  
第七條 国家公務員法第三十八條の規定に該当する場合の外、国籍を有しない者若しくは外国の国籍を有する者又はこれを配偶者とする者は、外務公務員となることができない。

2 外務公務員は、前項の規定により外務公務員となることができなくなつたときは、政令で定める場合を除く外、当然失職する。

（特別職の外務公務員の任免）  
第八條 大使及び公使の任免は、外務大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

2 政府代表及び全權委員並びにそれらの代理、顧問及び随員の任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。

（信任状等の認証）  
第九條 大使及び公使の信任状及び副領事官、全權委任状並びに領事官の委任状は、天皇がこれを認証する。

昭和二十七年三月六日【参議院】

る。  
（選考による外務職員の任命）  
第十條 外務大臣は、もつぱら財務、商務、農務、労働等に関する外交領事事務又は特別の技術を必要とする外交領事事務に従事させるためその他特に必要がある場合には、外務省令で定めるところにより、選考によつて外務職員を任命することができる。

（外務職員の昇任）  
第十一條 外務職員の昇任は、外務省令で定めるところにより、試験又は選考によつて行う。

第十二條 在外公館の長たる大使及び公使その他在外公館に勤務する大使及び公使は、その在外公館に勤務すること免ぜられたときは、新たに在外公館に勤務することを命ぜられるまで、又は臨時の用務を処理するために外国に派遣されるまでの間、待命となる。

2 待命の大使又は公使は、その待命の期間が一年を経過するとき、その職を免ぜられる。

3 待命の大使又は公使は、特別の必要がある場合には、臨時に外務省本省の事務に従事させることができる。

4 待命の大使又は公使には、前項の規定により臨時に外務省本省の事務に従事する場合を除く外、待命の期間中、俸給及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給するものとする。

5 前三項に規定する場合を除く外、待命の大使又は公使は、この法律の適用については、待命でない大使又は公使と異なることはない。

第四章 給與  
（在外公館に勤務する外務公務員の給與）  
第十三條 在外公館に勤務する外務公務員の給與は、在外公館に勤務する外務公務員の給與に関する法律（昭和二十七年法律第 号）に基いて支給するものとする。

昭和二十七年三月六日【参議院】

い大使又は公使と異なることはない。

第五章 能率  
（勤務成績の評定）  
第十四條 外務職員の勤務成績の評定及びその記録に關し必要な事項は、外務省令で定める。

（研修）  
第十五條 外務大臣は、外務省令で定めるところにより、外務職員に、外務省研修所又は外国を含むその他の場所での研修を受ける機会を與えなければならない。

（査察）  
第十六條 外務大臣は、在外公館の事務が適正に行われているかどうかを査察させるため、外務公務員のうち適当と認める者を査察使として派遣することができる。

2 査察使は、査察の結果を速滞なく外務大臣に文書で報告しなければならない。

3 外務大臣は、前項の報告を受けたときは、その報告に基き必要と認める措置を執らなければならない。

4 前三項に定めるものを除く外、査察に關し必要な事項は、外務省令で定める。

第六章 保障

昭和二十七年三月六日【参議院】

(勤務条件に関する行政措置の要  
求)

第十七條 外務職員は、勤務条件に  
関し、外務大臣により適当な行政  
上の措置が行われることを要求し  
ようとするときは、国家公務員法  
第八十六條の規定にかかわらず、  
外務人事審議会(以下「審議会」  
という)に対して要求しなければ  
ならない。

2 国家公務員法第八十七條及び第  
八十八條の規定は、前項の要求に  
係る事案の審査及び判定並びにそ  
の結果執るべき措置に準用する。  
この場合において、国家公務員法  
第八十七條中「前條」とあるのは  
「外務公務員法第十七條第一項」  
と、「職員」とあるのは「外務職  
員」と、同條及び第八十八條中  
「人事院」とあるのは「外務人事  
審議会」と、第八十八條中「その  
権限に属する事項については、自  
らこれを実行し、その他の事項に  
ついては、その職員の所轄庁の長  
に対し」とあるのは「外務大臣に  
対し」と読み替えるものとする。

3 前二項に定めるものを除く外、  
勤務条件に関する行政措置の要求  
に関する審査の手續に關し必要な  
事項は、政令で定める。

第十八條 外務職員は、前條の規定  
による審議会の判定に対し不服が  
あるときは、人事院に対し、再審  
査の請求をすることができる。

2 国家公務員法第八十七條及び第  
八十八條の規定は、前項の請求に  
係る事案の審査及び判定並びにそ  
の結果執るべき措置に準用する。  
この場合において、国家公務員法

第八十七條中「前條」とあるのは  
「外務公務員法第十八條第一項」  
と、「要求」とあるのは「請求」と、  
「職員」とあるのは「外務職員」  
と、第八十八條中「その権限に属  
する事項については、自らこれを  
実行し、その他の事項について  
は、その職員の所轄庁の長に対  
し」とあるのは「外務大臣に対  
し」と読み替えるものとする。

(懲戒処分に関する審査)  
第十九條 外務職員が外交機密の漏  
えいによつて国家の重大な利益を  
き損したという理由で懲戒処分を  
受けた場合におけるその処分に関  
する審査の請求は、国家公務員法  
第九十條の規定にかかわらず、外  
務大臣に対してしなければならない。

第二十條 外務大臣は、前條に規定  
する請求を受理したときは、直ち  
にその事案を審議会の調査に付さ  
なければならない。

2 審議会は、前項の規定に基いて  
事案を調査する場合において、処  
分を受けた外務職員の請求があつ  
たときは、口頭審理を行わなけれ  
ばならない。

3 口頭審理は、非公開とする。  
4 処分を受けた外務職員は、すべ  
ての口頭審理に出席し、陳述を行  
い、証人を出席させ、並びに書  
類、記録その他のあらゆる適切な  
事実及び資料を提出することがで  
きる。

に基いて当該処分を承認し、修正  
し、又は取り消さなければならな  
い。この場合において、処分の修正  
又は取消をしたときは、その処分  
によつて当該外務職員が失つた給  
與の弁済をしなければならない。  
第二十二條 前三條に定めるものを  
除く外、懲戒処分に関する審査の  
手續に關し必要な事項は、政令で  
定める。

第七章 服務  
(休暇帰国)  
第二十三條 外務大臣は、在外公館  
に勤務する外務公務員のうち一又  
は二以上の在外公館に引き続き勤  
務する期間(不健康地その他これ  
に類する地域で外務大臣が指定す  
るものがある在外公館にあつて  
は、勤務する期間一月につき一月  
を加算した期間)が四年をこえる  
者に対し、二月以内の期間(勤務  
地)と本邦との間を往復するに要  
する期間を除く)で一回に限り、  
休暇のための帰国(以下「休暇帰  
国」という)を許すことができる。

2 特別の事情がある場合には、休  
暇帰国の期間は、前項に定める期  
間に二月以内の期間を加えたもの  
とすることができる。

3 第一項の休暇は、有給休暇とす  
る。

4 第三項に定めるものを除く外、  
休暇帰国に關し必要な事項は、外  
務省令で定める。  
第八章 名譽總領事及び名譽領  
事並びに外国人の任用  
(名譽總領事及び名譽領事の任命)

第二十四條 外務大臣は、審議会の  
意見を聞いて、名譽總領事又は名  
譽領事を任命することができる。  
(外国人の採用)  
第二十五條 外務大臣は、審議会の  
意見を聞いて、外務省本省に勤務  
する外国人を採用することができる。  
2 在外公館の長は、外務大臣の許  
可を得て、当該在外公館に勤務す  
る外国人を採用することができる。

第九章 雜則  
(政令及び外務省令)  
第二十六條 外務大臣は、第十七條  
第三項及び第二十二條の規定に基  
く政令案の立案並びに第十條、第  
十一條、第十四條、第十五條、第  
十六條第四項及び第二十三條第四  
項の規定による外務省令の制定又  
は改廃を行うときは、あらかじめ  
審議会の議に付し、その意見に基  
いてこれをしなければならない。  
(罰則)  
第二十七條 第四條において準用す  
る国家公務員法第百條第一項又は  
第二項の規定に違反して秘密を漏  
らした者及びこれらの項の規定に  
違反する行為を企て、命じ、故意  
にこれを容認し、そのおかし、又  
はそのほう助をした者は、一年以  
下の懲役又は三万円以下の罰金に  
処する。  
(国外犯罪)  
第二十八條 国家公務員法中外務職  
員に關して適用される罰則の規定  
及び前條の規定は、国外において  
当該各條に掲げるいすれかの罪を  
犯した者にも適用する。

附則  
1 この法律は、日本国との平和條  
約の最初の効力発生の日(昭和二  
十七年四月一日)までに同條約が効  
力を発生しないときは、同日)か  
ら施行する。但し、第二十六條及  
び附則第五項の規定は、公布の日  
から施行する。  
2 第十九條から第二十二條までの  
規定は、外務省本省に勤務する一  
般職の国家公務員で外務公務員で  
ないものに準用する。この場合に  
おいて、第十九條、第二十條第二  
項及び第四項並びに第二十一條後  
段中「外務職員」とあるのは、  
「外務省本省に勤務する一般職の  
国家公務員で外務公務員でないも  
の」と読み替えるものとする。  
3 国家公務員法の一部を次のよう  
に改正する。  
第二條第三項第十一号を次のよ  
うに改める。  
十一 大使及び公使、政府代表  
及び全權委員並びに政府代表  
又は全權委員の代理、顧問及  
び隨員  
4 国家公務員災害補償法(昭和二  
十六年法律第九十一号)の一部  
を次のように改正する。  
第二十條の次に次の一條を加え  
る。  
(在外公館に勤務する職員等の  
特例)  
第二十條の二 在外公館に勤務す  
る職員又は公務で外国旅行中の  
職員に係る補償につき特例を設  
ける必要のあるものについては、  
人事院規則で特例を定める  
ことができる。但し、その特例

第二十九條から第二十二條までの  
規定は、外務省本省に勤務する一  
般職の国家公務員で外務公務員で  
ないものに準用する。この場合に  
おいて、第十九條、第二十條第二  
項及び第四項並びに第二十一條後  
段中「外務職員」とあるのは、  
「外務省本省に勤務する一般職の  
国家公務員で外務公務員でないも  
の」と読み替えるものとする。  
3 国家公務員法の一部を次のよう  
に改正する。  
第二條第三項第十一号を次のよ  
うに改める。  
十一 大使及び公使、政府代表  
及び全權委員並びに政府代表  
又は全權委員の代理、顧問及  
び隨員  
4 国家公務員災害補償法(昭和二  
十六年法律第九十一号)の一部  
を次のように改正する。  
第二十條の次に次の一條を加え  
る。  
(在外公館に勤務する職員等の  
特例)  
第二十條の二 在外公館に勤務す  
る職員又は公務で外国旅行中の  
職員に係る補償につき特例を設  
ける必要のあるものについては、  
人事院規則で特例を定める  
ことができる。但し、その特例

第二十九條から第二十二條までの  
規定は、外務省本省に勤務する一  
般職の国家公務員で外務公務員で  
ないものに準用する。この場合に  
おいて、第十九條、第二十條第二  
項及び第四項並びに第二十一條後  
段中「外務職員」とあるのは、  
「外務省本省に勤務する一般職の  
国家公務員で外務公務員でないも  
の」と読み替えるものとする。  
3 国家公務員法の一部を次のよう  
に改正する。  
第二條第三項第十一号を次のよ  
うに改める。  
十一 大使及び公使、政府代表  
及び全權委員並びに政府代表  
又は全權委員の代理、顧問及  
び隨員  
4 国家公務員災害補償法(昭和二  
十六年法律第九十一号)の一部  
を次のように改正する。  
第二十條の次に次の一條を加え  
る。  
(在外公館に勤務する職員等の  
特例)  
第二十條の二 在外公館に勤務す  
る職員又は公務で外国旅行中の  
職員に係る補償につき特例を設  
ける必要のあるものについては、  
人事院規則で特例を定める  
ことができる。但し、その特例

は、本章の規定の趣旨に適合するものでなければならぬ。

5 外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十四條中「外務省研修所」を「外務人事審議会  
務省研修所」に改める。  
第十四條の次に次の一條を加える。

（外務人事審議会）

第十四條の二 外務人事審議会（以下「審議会」という。）は、外務公務員法（昭和二十七年法律第 号）及び他の法令に基いてその権限に属させられた事項をつかさどる。

2 審議会は、前項の規定によるの外、外務公務員の給與その他勤務条件に関し必要な資料を適時外務大臣に提出し、及び外務大臣の諮問に応じてその意見を答申することができる。

3 審議会は、委員五人で組織する。

4 委員は、外務公務員である者のうちから一人、人事院職員である者のうちから一人及び学識経験のある者のうちから三人を、外務大臣が任命する。

5 前各項に規定するものを除く外、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十六條中「国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）」を「外務公務員法及び国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）」に改める。



昭和二十七年三月十四日印刷

昭和二十七年三月十五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所